

議案第 1 号参考資料

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項 _____ の規定に基づき、職員の任期を定めた採用 _____ に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1） 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 2 第 1 項又は第 2 6 条の 3 第 1 項の規定による承認</p> <p style="padding-left: 2em;">（2） ・ （3） （略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1） 地方公務員法 _____ 第 2 6 条の 2 第 1 項又は第 2 6 条の 3 第 1 項の規定による承認</p> <p style="padding-left: 2em;">（2） ・ （3） （略）</p> <p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>

(短時間勤務職員の給与)

第7条 (略)

(給与条例の適用除外__)

第8条 _____

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>392,000</u>
<u>2</u>	<u>440,000</u>
<u>3</u>	<u>492,000</u>
<u>4</u>	<u>555,000</u>
<u>5</u>	<u>634,000</u>
<u>6</u>	<u>740,000</u>
<u>7</u>	<u>864,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(短時間勤務職員の給与)

第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条から第12条まで、第14条及び第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊明市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、

給与条例第11条から第13条まで、第14条及び第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

(委任)

第9条 (略)

同条第2項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 給与条例第11条、第12条____、第14条及び第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 (略)

(委任)

第10条 (略)

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第3号参考資料

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p data-bbox="320 400 568 427">（地域手当に係る報酬）</p> <p data-bbox="277 453 443 480">第5条（略）</p> <p data-bbox="286 505 1106 533">2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p data-bbox="1176 400 1424 427">（地域手当に係る報酬）</p> <p data-bbox="1133 453 1299 480">第5条（略）</p> <p data-bbox="1142 505 1962 533">2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u> _____を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第 5 号参考資料

豊明市職員の給与に関する条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 3 4 号）新旧対照表 （第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第 2 0 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ 1 0 0 分の 1 2 2 . 5 _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」_____ とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第 2 1 条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 2 0 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」と、<u>「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 1 . 2 5」とする。</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第 2 1 条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____

_____ 100分の102.5 _____
_____ を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____

__ 100分の48.75 _____
_____ を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する

場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100
分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合

には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の5
1.25 を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの<u>（以下「行（一）9級職員」という。）</u>に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>次に掲げる</u> <u>職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p><u>(1) 55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号</u> <u>までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの<u>に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として</p>

る。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族（行（一）9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）9級職員から行（一）9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行（一）9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行（一）9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行（一）9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、行（一）9級職員から行（一）9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行（一）9級

る。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条 削除

職員以外の職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行（一）9級職員以外の職員から行（一）9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行（一）9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出にかかるものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実

が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行（一）9級職員が行（一）9級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行（一）8級職員が行（一）8級職員及び行（一）9級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）9級職員以外のものが行（一）9級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）8級職員及び行（一）9級職員以外のものが行（一）8級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

(地域手当)

第13条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2 (略)

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、通勤している職員に対して支給する。

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額により市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)は、55,000円を超えない範囲内で、市長が規則で定める。

(単身赴任手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2 (略)

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、通勤している職員に対して支給する。

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額により市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)は、150,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める。

(単身赴任手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合には、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 _____ であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと

_____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 _____ その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合には、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の _____ 午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当

を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

_____ とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

- 4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額) とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

(2) (略)

- 4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」 _____ とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(雑則)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の105
_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50
_____を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条、第11条及び第12条 _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(雑則)

第28条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

第28条 給料、管理職手当_____、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 6 号参考資料

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年豊明市条例第 2 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 豊明市職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、<u>第 1 1 条から第 1 3 条まで並びに第 1 4 条並びに新給与条例第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>8 （略）</p>	<p>（豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 豊明市職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、<u>第 1 1 条及び第 1 2 条</u>並びに新給与条例第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 （略）</p>